

## [商品概要説明書]

### 釧路信用金庫

SMBC ファイナンスサービス(株)保証付カードローン「エール」

令和2年7月1日現在

商品名	● 「エール」カードローン
ご利用 いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 申込時の年齢が満 20 歳以上満 65 歳未満の方</li> <li>● 当金庫の営業区域内に住民登録している方 借入後に当金庫の営業区域外に転出した場合は全額ご返済をしていただきます。</li> <li>● 過去に不渡り、延滞事故がないことが確認できた方</li> <li>● 当金庫の取引実績に不良な情報のない方</li> <li>● 申込人に個人信用情報機関のネガティブ情報の登録がないことが確認できた方</li> <li>● SMBC ファイナンスサービス(株)が保証を認める安定した収入を見込める方 (主婦・パート・アルバイト・個人事業主の方もお申込みいただけます。)</li> </ul>
資金用途	● 自由
ご融資金額	● 10 万円・30 万円・50 万円 (10 万円単位)
融資形式	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当座貸越形式 (専用カードを発行いたします。通帳は発行いたしません。) 3・6・9・12 月末現在で、過去 3 カ月間の入出金明細を郵送いたします。</li> </ul>
ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当金庫所定の利率を適用させていただきます。 なお、ご融資利率は金融情勢などに応じて変動します。</li> </ul>
ご契約期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当座貸越契約締結の日から 3 年後の応答日の属する月の末日までとします。 但し、SMBC ファイナンスサービス(株)が保証を承諾した場合は、更に 3 年間契約を更新し、以後も同様といたします。 尚、ご融資先の満 70 歳の誕生日の月末をもって契約期間の満了とし、当座貸越の新規契約を停止し、原則として貸越元利息を全額支払としますが、当金庫及び SMBC ファイナンスサービス(株)が認めた場合は分割返済を継続することができます。</li> </ul>
約定返済日	● 毎月 7 日
毎月の返済金額	● 毎月 1 万円
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ご返済は別に指定のご本人の普通預金、決済用預金よりの自動振替といたします。</li> <li>● 返済日前日の貸越元帳残高が約定返済金額より小さい場合は、貸越元帳残高をもって返済金額といたします。貸越元帳金額が約定返済金額より大きい場合は、前月末時点の残高によって返済金額をきめます。(返済例は次ページをご覧ください。)</li> <li>● 約定返済に加え、随時返済も可能です。</li> </ul>
利息の支払い方法	● 毎月約定返済日に前月の約定返済日から当月の約定返済日の前日までの利息を元金に組入れます。
利息の計算方法	● 毎日の最終残高について、付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割り計算
保証人・担保	● SMBC ファイナンスサービス(株)が保証しますので必要ありません。
保証料	● ご融資利率に含まれていますので、別途保証料をご用意いただく必要はありません。
手数料	● カード発行手数料は不要です。
カードでのご利用 方法	● カードでのご入金は、当金庫および他の信用金庫、お支払いは当金庫および他の信用金庫、銀行、信用組合、農協、労働金庫等提携金融機関の ATM (現金自動預入支払機) でご利用できます。ご利用時間、手数料は別途ご確認ください。

当金庫の営業区域外に転出した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当金庫の営業区域外へ転出した場合は契約終了とし新規貸出はできません。貸出の全額をご返済いただきます。</li> </ul>
苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部(9時～17時、電話:0154-23-9020)にお申し出ください。</li> <li>● 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに札幌弁護士会(電話:011-251-7730)の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話011-221-3273)までお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京の弁護士会(東京三弁護士会)は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● お申込みに際しては事前の審査をさせていただきます。審査の結果ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。</li> <li>● 現在のご融資利率・保証料率については当金庫の本支店までお問い合わせください。</li> </ul>

## 返済方法の図解

(注) パターンCは、当月の1日から6日までの間に出金があり約定返済金額を超える元帳残高となった場合、これについては返済を1ヵ月猶予する取扱となります。

口座の元帳状態		返済金額	パターン
貸越元帳残高 ≤ 約定返済額		貸越元帳残高	A
貸越元帳残高 > 約定返済額	前月末貸越元帳残高 ≥ 約定返済金額	約定返済金額	B
	前月末貸越元帳残高 < 約定返済金額	前月末貸越元帳残高	C

<返済例> 上記パターンA・B・Cの事例

- ・ 約定返済金額・・・10,000円
- ・ 処理日・・・4月7日(4/6センチカット処理)

No	3月末貸越元帳残高	4/1～返済処理迄の取引	貸越利息	元加後の元帳内容				返済金額	返済処理後内容			パターン
				延滞表示	貸越元帳残高	次回約定返済日	返済口座残高		貸越元帳残高	延滞表示	次回約定返済日	
1	30,000	入金 30,000	500	OFF	500	4 / 7	100,000	500	0	OFF	クリア	A
2	30,000	入金 21,000	500	OFF	9,500	4 / 7	100,000	9,500	0	OFF	クリア	A
3	30,000	入金 15,000	700	OFF	15,700	4 / 7	100,000	10,000	5,700	OFF	5 / 7	B
4	5,000	出金 10,000	700	OFF	15,700	4 / 7	9,000	5,000	10,700	OFF	5 / 7	C